

平成30年度三木町農業委員会  
6月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成30年度三木町農業委員会  
6月定例会議事録

(会 期) 1日間  
(開催年月日) 平成30年6月20日  
(会議時間) 13:30～14:50  
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室  
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数14名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之(欠席)	14番	谷井 正隆
5番		15番	鎌倉 博之(欠席)
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄(欠席)	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫(欠席)		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 稲田貴之主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(再審議)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

## 事務局

それでは、6月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等16件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中14名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、香西委員、多田委員、松田委員、鎌倉委員です。定例会議事録署名委員につきましては、溝渕委員と香川委員をお願いいたします。それでは協会長よろしくお願ひします。

## 会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が7件と報告案件が2件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

## 事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字香蓮寺 31筆 12, 771. 55㎡

地目：田20筆、畑11筆

譲渡理由：経営移譲年金受給のため

譲受理由：親より借受

権利：使用貸借権設定

番号2 申請地：田中字北天枝 2筆 672㎡

地目：田1筆、畑1筆

譲渡理由：農業廃止

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号3 申請地：氷上字石塚 1筆 26㎡

地目：田1筆

譲渡理由：耕作不便

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号4 申請地：上高岡字池下 6筆 6, 199㎡

地目：田6筆

譲渡理由：労力不足

譲受理由：新規就農

権利：所有権移転売買

番号5 申請地：下高岡字新開 2筆 375㎡  
地目：田2筆  
譲渡理由：農業廃止  
譲受理由：親族間での売買  
権利：所有権移転売買

番号6 申請地：井戸字檜木 1筆 964㎡  
地目：田1筆  
譲渡理由：労力不足  
譲受理由：経営規模の拡大  
権利：所有権移転売買

番号7 申請地：井戸字熊田 9筆 5,983㎡  
地目：田9筆  
譲渡理由：子への貸付  
譲受理由：親より借受  
権利：使用貸借権設定

番号1について説明します。

番号1については、譲渡人の農業者年金経営移譲年金受給のため、子どもと使用貸借権設定を行うものです。

番号2について説明します。

番号2については、譲受人の経営規模拡大です。下限面積等も問題ありません。

番号3について説明します。

番号3については、譲受人の経営規模拡大です。下限面積等も問題ありません。

番号4について説明します。

番号4については、譲渡人の労力不足のため、新規就農する譲受人に所有権移転するものです。下限面積等も問題ありません。

番号5について説明します。

番号5については、親族間での売買になります。下限面積等も問題ありません。

番号6について説明します。

番号6については、譲受人の経営規模拡大です。下限面積等も問題ありません。

番号7について説明します。

番号7については、親子間での使用貸借権の設定になります。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

18番委員

番号1につきましては、親子間での使用貸借権の設定で、経営移譲年金のための貸し借りになり

ます。

#### 事務局

番号2につきましては、地元農業委員が欠席のため、事務局より説明します。申請地の周辺におきまして、譲受人の所有農地もあり、現在申請地も維持管理を行っています。譲渡人は、県外在住で、今後三木町に戻ってくる予定もないため、譲受人に買ってもらうという申請で、今後も譲受人が耕作をしていくため問題はないと思います。

#### 16番委員

番号3につきましては、3年前に購入したが3年経ったので隣接している譲受人に売買したもので特に問題はないと思います。

#### 8番委員

番号4につきましては、新規就農として農業を始めるもので、特に問題はないと思います。

#### 2番委員

番号5につきましては、譲渡人の家に隣接した農地なのですが、家には誰も住んでおらず、譲渡人も県外在住で三木町に戻る予定もないため、親戚の方がしてくれるということで、話がまとまりました。特に問題はないと思います。

#### 1番委員

番号6につきましては、譲渡人はこの申請地のみを所有しておりました。これは、昔からの小作で貸し付けていたものが急に返され困っていたところ、譲受人との話がまとまったものです。

番号7につきましては、親から子へ譲渡する話です。特に問題はないと思います。

#### 会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

#### 18番委員

番号4について、こちらの方は産業振興課から新規就農として話が来ているのですか。

#### 事務局

補助金等の事業は使用しないと聞いています。会社経営をしている方の弟で資金的にも余裕があるということで、自分で農協の力を借りながら事業をしていくと聞いています。

#### 18番委員

6反近くありますが、農機具等はどうなんですか。

#### 事務局

オリーブを栽培する予定で、徐々に増やしていく計画ですが、まずは、オリーブと米を行い、農

機具等は耕運機と軽トラしかありません。今後、リース等で増やしていくと聞いています。土地の購入代金でかなりの金額が必要であったため、農機具の導入までは同時にできなかったと聞いています。

#### 18番委員

何をするにしても最初は農機具がいるのでは、草を刈るにしても。場所的には、オリーブをするには問題ないと思います。しかし、実を収穫するまでに7年くらいはかかりますが。

会長

他に何かご意見はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字深谷 2筆 1,783㎡  
地目：田2筆  
現況：田2筆  
目的：太陽光発電設備  
権利の種類：所有権移転売買  
併用地：山林 122㎡

番号2 申請地：池戸字深谷 10筆 9,990㎡  
地目：畑10筆  
現況：畑10筆  
目的：太陽光発電設備  
権利の種類：所有権移転売買

番号3 申請地：池戸字香蓮寺 1筆 1,890㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：太陽光発電設備  
権利の種類：賃貸借権設定

番号4 申請地：井戸字公文明 1筆 65㎡  
地目：畑1筆  
現況：畑1筆  
目的：新築住宅2階建 1棟 78.21㎡  
権利の種類：使用貸借権設定  
併用地：宅地 421.41㎡

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、親族間での賃貸権設定となります。土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、親子間での使用貸借権設定となります。土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告願います。

6番委員

それでは、現地調査の報告を行います。6月分の農地法関連の申請について去る、平成30年6月15日(金)の午前8時30分から5条申請4件、計画変更申請2件につきまして、協会長、高尾職務代理人、溝渕委員(当番委員)、事務局2名の合計5名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造

成方法、排水方法等について、確認いたしました。特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

18番委員

5条申請番号1について、場所は高速の三木のバス停の北側になります。何年か前までは、水稻をしていました。譲受人は手袋工場をしていましたが、太陽光の会社を設立しています。

5条申請番号2について、深谷の西側の丘陵地帯、昔は果物とかを作っていたところですが、現状は山林化していました。話を聞くと、結構広いので県のみどり保全課と事前協議をしていまして、その結果、1ha以内で造成して、隣地との話も終わったようです。

5条申請番号3について、譲受人は、譲渡人の娘婿になります。住所が県外ですが、実際的には譲渡人が管理するようになるということです。ここは、譲渡人宅のすぐ東側の土地ということです。

11番委員

5条申請番号4について、親の家の横に建てるということです。特に問題はないと思います。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

5条申請番号2について、約1町近くありますが、この中に農道、里道、水路の位置づけはどんな状況かわかれば教えてもらえますか。

事務局

農道が申請区域内にありますが、この農道は現状のままおいて置き、建築物は置かないということで、用途廃止等の申請はしないという計画になっています。水路につきましては、計画地内はありません。ただ、申請地の周囲には水路があり、そちらに排水をするという計画と聞いています。

12番委員

いわゆる農道、里道を用途廃止しなくても現存でいけるわけですか。

事務局

現存でその農道、里道が通れる状態であれば用途廃止の手続きはふむ必要がないということになっています。

12番委員

水路、排水路があるのですか。

事務局

水路が申請地の周りに北側と南西側にありますが、こちらは特に申請地の中にあるわけではないので、ここを利用して排水を行う計画と聞いています。

会長

他に何かございませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請(再審議)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請(再審議)について

番号1 申請地：池戸字岩鼻 2筆 3, 476㎡

地 目：田2筆

現 況：田2筆

目 的：資材置場

権利の種類：所有権移転売買

番号1について説明します。

こちらにつきましては、先月の農業委員会定例会におきまして、保留案件となっていたものです。他法令による許認可の見込及び調整状況について説明します。まず、譲受人ですが、産廃を扱う業種で、こちらの関係法令として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、産業廃棄物収集運搬業の許可証につきまして確認したところ、平成28年3月7日付けにて香川県知事におきまして許可を取得しています。また、こちらの廃棄物対策課に確認したところ、産業廃棄物の収集、運搬業の基準に適合した施設として整備する必要、今回の計画においてこれらの施設として使用する場合は、事前に廃棄物対策課の出先機関である東讃保健福祉事務所にて協議する必要があり、その協議した内容で現地を整備した後、届出書を提出する必要があるとしているとのことでした。その届出後書類の受理を、県の担当課が現場確認を行いまして、問題がなければ施設として利用可能となることでした。

また、譲受人につきましては、解体業を行っているとのことで、香川県庁の土木管理課に確認したところ、関係法令として、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律に規定されている解体工事業の登録につきまして、平成28年5月31日にて、香川県知事の名で登録されているとのことでした。

また、今回の転用の場所につきまして、一定の規模より面積が広いため、香川県庁の環境管理課へ土壌汚染対策法に規定されている、一定規模以上の土地の形質の変更届出書、こちらの提出について確認しました。こちらにつきましても、今回の造成計画である盛土にて造成を行うため、このような場合、届出は不要であると確認しています。

また、三木町土木建設課におきまして、関係法令として、三木町土地開発事業の調整に関する条例で、一定規模以上、1000㎡と定められていますが、1000㎡以上の開発行為を行う場合には、許可が必要となっています。こちらにつきましては、土木建設課で確認したところ、書類の提出はされており、現在事前協議中ということでした。

これら、関係部局として、4つのところに確認したところ以上のような状況となっています。これらを踏まえて再度この場におきましてご審議していただければと思います。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

18番委員

私の担当地区で保留になっていたものです。今月かける内容について情報が入ってなかったということが一つ。会長にも情報が入っていなかったことが一つ。もう一つ大きいことは、産業廃棄物運搬業、解体業が登録しているしていないという話でなくて、産業廃棄物の中に、立地のための環境判断というのが、香川県ではわかりませんが、他県については、いろいろ設定しているところがあります。指導項目として。その中で施設によっては、学校、病院、診療所、図書館あるいは社会福祉施設の敷地境界線からは100m以上離しなさい、という項目があります。これは、香川県においてどうなっているかわかりませんが、他県ではそういうものがあるので、あの場所は上側が香川大学医学部、病院があり、下側は、香川大学の官舎があり、大きい団地があつて、学校関係の通学路もあるし、そこらがどうなるのかというのが一番大きいところですので、いま、整備状況に聞かれている内容では、よくわからないというのが、私の意見です。

12番委員

今、副会長から発言がありましたが、先月協議するとき隣接者の同意はいらぬのかということと言ったと思います。それで、特別な施設となってくるかと思いますが、隣接なり、副会長が言ったような環境のところの意見はいらぬのかなということ、確認してください。必要なことなので。

それから、土木建設課との協議ということで、土地開発条例と思いますが、一定規模以上の開発行為を行う場合は許可が必要、許可なのですか。協議ではないですか。土地開発は許可制度ですか。私が記憶しているのは、許可ではなく、協議が成立と、その場合には、ゴーサインが出せるという認識を持っていますが、ここでいう許可は適当なんですか。

事務局

こちらにつきましては、町のホームページでこのような記載が土木建設課のページでされていたので、そのまま使わせていただきました。許可なのか協議の成立なのかまでは把握していませんでした。

12番委員

協議が成立した場合にゴーサインが出るのでは、土木建設課は。協議します、協議するということになっていると思います。許可という言葉は、ちょっと使っていない気がします。これ、大事なことなので協議が成立すると、許可が出るとでは、ずいぶん違うから、再確認してくれますか。

事務局

はい、わかりました。

18番委員

環境的なことは、農業委員会がする話ではないと思いますが、三木町として、こういうところにそういう設備をつくるという条件とか指針とか基準とかあるかどうかは調べていますか。

事務局

そちらにつきましては、土木建設課の開発条例の際に各課に意見等をききまして、その中で、指示事項という点で、それらの条件を付して、土木建設課からそういう条件をと協議成立という流れになっていますので、県の段階でこういった指示事項がされるか、他の課からされるかというのは、確認できていません。同じような案件で、例えば、こういったような場合があった場合は、なるべく離して、粉塵等が発生しないような防護措置をとるようといった指示事項がされたというふうな話をきいたことはあります。今回の場合も、なにかしらの指示事項が土木建設課、開発条例でされるものとは思われます。

12番委員

開発協議書ができたら、各課合議をしていますね。各課回覧をして。それで、各課回覧した結果、意見をいただいているということで、これはまだ、開発はこれからですか、この案件は。

事務局

現在、土木建設課に提出されまして、いくつか補正事項があったということで、行政書士にその補正の対応をお願いしている段階と聞いています。

12番委員

それから農地法とかなり違うから開発は。開発は特に隣接関係であるとか関係者の協議というか、ウェイトが高いと思います。農地については、農地法でいくのでそのあたりの流れが、歩調を合わせる必要があるのかなと思いますが。すでに開発協議は出てきているのですね。開発関係と意見統一しておかないと、そっちが先や後になったらいかん場合がありますから。以上です。

## 18番委員

法律によると、新しく作る施設について積替え保管施設という、それから、中間処理施設、それから再生利用施設というのがありますが、今回の場合、どういうふうにするのか、それが申請書からはよくわかりません。

## 事務局

申請書の方には明記されていません。積替え及び一時保管場所と聞いています。

## 18番委員

積替え保管施設だと、産業廃棄物施設の。そういうことで考えていけないといけないということですね。

## 会長

他に何かご意見はありませんか。

## 1番委員

音とか振動が気になります。コンクリート破壊であれば、かなりの音や振動があるのでは、そこがちょっと気になります。

## 会長

今お聞きした中で、土木建設課のなか、各課で協議していただくと。一つはそれが出てから、そしてできたら、その間にさっき言った音のこともありますので、前回は地元と協議、いろいろお話したほうが、いろいろ問題を出さないためにも、そっちの方がいいのではないかと思います。

これについては、地元農業委員さんと行って話をしますか。ダメなら、最終的にゴーならゴーでいけばいいと思いますけど。極力波風を立てない方がいいと思っただけですが。そういったことで、事務局とかと話をしながら、やっていただいた方がいいと思います。すぐに、結論を出すと、どうする決めるのは別として、協議の内容も踏まえて、今後検討したいという形でいきたいと思います。

それにつきまして、賛成される方は挙手をお願いします。

## 委員一同

(挙手)

## 会長

満場一致で、もう一度保留というわけではありませんが、いろいろ揃っている内容を見ながら、検討していく、その中で、まだ漏れがあるかどうかにつきまして再度調べていくと。事務局も大変だと思いますが、その方がベターだと思いますので、そういう形にしたいと思います。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：平木 4, 116 m<sup>2</sup>  
地 目：田  
変更前：平成30年4月30日  
変更後：平成32年4月30日

番号2 申請地：氷上 2, 469 m<sup>2</sup>  
地 目：田  
変更前：平成30年5月31日  
変更後：平成33年3月31日

番号1について説明します。

番号1については、当初の計画では、平成27年5月20日から平成30年4月30日までだったのですが、工期延長で終わりが平成32年4月30日までになっています。当初は17棟の計画でしたが、現在10棟完了しており残り7棟がまだ残っている状況です。そのため工期延長をするものです。

番号2について説明します。

番号2については、番号1と同様工期延長です。当初は、平成27年7月20日から平成30年5月31日までだったのですが、工期延長しまして、平成33年3月31日までとなっています。こちらにつきましては、当初9棟の計画でしたが、現在8棟完了しており残り1棟がまだ残っている状況です。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号、非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、非農地証明願について

番号1 申請地：井上 73㎡  
地 目：畑  
目 的：農道

番号2 申請地：下高岡 2,727㎡  
地 目：畑  
目 的：山林

番号1について説明します。

番号1については、昭和50年頃、周辺農地の効率化を図るため、農道整備を行い現在に至ったものです。こちらを通り北側の農地に行くためにつけたもので、転用許可不要である農業に供する設備としての農道としての申請ですので、特段問題はないと思われま

番号2について説明します。

番号2については、こちらの農地につきましては、周囲を山林に囲まれていることもあり、また、農地へ行くための道等もないことから長年耕作せずにいたため、徐々に山林化し現在に至ったものです。周辺が山林であること、農地に復元することは困難であることから申請されたものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号、非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が5件、再設定が4件で合計9件になります。総設定面積は

16, 895㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は3件で、総設定面積7,420㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第6号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について

番号1 申請地：池戸 1,066㎡

地目：田

解約日：平成30年5月15日

解約理由：農業廃止

番号2 申請地：井戸 964㎡

地 目：田  
解 約 日：平成30年6月30日  
解 約 理 由：売買のため

番号1について、賃借人の農業廃止のため解約するものです。  
番号2について、3条申請番号6に該当する農地です。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第2号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、使用貸借返還通知について

番号1 申 請 地：上高岡 6, 199 m<sup>2</sup>  
地 目：田  
解 約 日：平成30年5月16日  
返 還 理 由：売買のため

番号2 申 請 地：上高岡 6, 199 m<sup>2</sup>  
地 目：田  
解 約 日：平成30年5月16日  
返 還 理 由：売買のため

番号1、2について、農地機構を通じて貸し借りをしていました。3条申請番号4に該当する農地で、売買のため解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告

について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成30年6月 日

会長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_